

基準 10 財務

(1) 観点ごとの自己評価

観点 10 - 1 - 1 : 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本法人の平成 17 年 3 月 31 日現在の資産は、固定資産及び流動資産の合計 235 億 1,321 万円、負債は、固定負債及び流動負債の合計 55 億 7,282 万円である（資料 10-1-1-1）。

資料 10-1-1-1 * 貸借対照表（財務諸表）

【分析結果とその根拠理由】

本法人の資産は、法人化以前の土地・建物等すべての出資を受けていることから、安定した教育研究活動が遂行できると判断する。負債については、資産見返負債及び長期借入金等返済を要しない負債が大部分であり債務が過大ではないと判断する。なお、無利子借入金（産業投資特別会計借入金）については、政府出資の段階において、返済計画が策定され、計画どおりに返済されている。

観点 10 - 1 - 2 : 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本法人の経常的収入は、文部科学省からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金で構成されており、過去 5 年間の収入の実績は、（資料 10-1-2-1）のとおりとなっている。このうち外部資金については、学内説明会やパンフレットを作成して外部資金の確保に努め、学生納付金についても、体験実習、高等専門学校及び高等学校への訪問、高等学校等との教育連携講座を実施し、志願者・入学者の確保に努めた。

なお、法人化後の授業料、検定料等については文部科学省令に定める「標準額」を採用している（資料 10-1-2-2）。

資料 10-1-2-1 * 自己収入実績調

資料 10-1-2-2 * 授業料、検定料等について（役員会、経営協議会議事要録抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金については、適正な学生数の確保に努め、安定的な収入を確保している。また、外部資金についても、社会情勢等に影響されやすい状況の中、収入額が増加していることから、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点 10 - 2 - 1 : 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成 16 年度から平成 21 年度に係る予算，収支計画，資金計画は，本法人の中期計画の一部として，大学運営会議，経営協議会，役員会の議を経て学長が決定のうえ，文部科学大臣に申請し，認可を受けている（資料 1-1-1-3）。

また，年度に係る予算，収支計画，資金計画は，大学運営会議，経営協議会，役員会の議を経て学長が決定し，文部科学大臣に届け出た後，中期計画と合わせて，ホームページに掲載している（資料 10-2-1-1，10-2-1-2）。

資料 10-2-1-1 * 中期計画，年度計画（予算，収支計画及び資金計画）

資料 10-2-1-2 * 情報公開（<http://tut.ac.jp/intr/in01/in0105/index.html>）

【分析結果とその根拠理由】

平成 16 年度から平成 21 年度に係る予算，収支計画，資金計画は，学内諸会議を経て学長が決定し，文部科学大臣に申請し，認可を受けており，また，年度に係る予算，収支計画，資金計画は，大学運営会議，経営協議会，役員会の議を経て学長が決定していることから，適切な収支に係る計画等が策定されていると判断する。さらに，中期計画及び年度計画は，大学のホームページに掲載して関係者に明示している。

観点 10 - 2 - 2： 収支の状況において，過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本法人の平成 16 年度の収支状況は，経常費用が 59 億 1,293 万円，経常収益は 59 億 4,522 万円で，経常利益は 3,229 万円となっており，臨時損失及び臨時利益を差し引いた当期総利益は，6,512 万円を計上している（資料 10-2-2-1）。

また，中期計画で定められている緊急に必要な対策費としての短期借入金の限度額は 11 億円となっているが，借り入れは行っていない。

資料 10-2-2-1 * 損益計算書（財務諸表）

【分析結果とその根拠理由】

本法人における平成 16 年度の収支は，短期借り入れは行わず，当期総利益を計上していることから，支出超過とはなっていないと判断する。

観点 10 - 2 - 3： 大学の目的を達成するため，教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し，適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本法人における学内の予算配分は，事前に基本方針を策定し，事業についてはヒアリングを行ってから予算案を作成して，大学運営会議，経営協議会及び役員会の議を経て，教育研究活動に必要な経費として平成 16 年度は 11 億 6,100 万円，平成 17 年度は 10 億 6,700 万円を配分している。このうち，教育研究を一層活性化させるための競争的経費として 1 億 1,500 万円を確保し，ヒアリングを行ってから配分している（資料 10-2-3-1）。

資料 10-2-3-1 *教育研究活動に必要な経費，教育研究を一層活性化させるための競争経費（平成 17 年度本法人予算，平成 16 年度学長裁量経費(基盤設備充実経費) 審査票，平成 16 年度教育研究活性化経費申請者・採択者数所属別内訳）

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に要する経費については，運営費交付金が減額される中で同額程度の配分額を確保し，事業経費や競争的経費を配分する際には，教育・研究の重点化及び活性化を図るためヒアリングを実施し，発展性のある教育研究活動に有効的に配分していることから，適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 10 - 3 - 1： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

本法人の平成 16 事業年度に係る財務諸表等については，平成 17 年 6 月末に文部科学大臣に提出し，承認を受けた後，国立大学法人法の規定により，官報に公示し，かつ，財務諸表並びに事業報告書，決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を，情報公開室にて閲覧に供することとしている（資料 10-3-1-1）。さらに，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条第 1 項及び同施行令第 12 条の規定により，大学のホームページに掲載し，公表することとしている（資料 10-3-1-1）。

資料 10-3-1-1 *財務諸表等の公表に係る法令抜粋

【分析結果とその根拠理由】

本法人の財務諸表等については，法令に基づき財務諸表を官報に公示し，かつ，財務諸表並びに事業報告書，決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を情報公開室で閲覧に供するとともに，大学ホームページに掲載することとしており，適切な形で公表することとしている。

観点 10 - 3 - 2： 財務に対して，会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】

財務に対する会計監査については，内部監査，監事による監査，会計監査人による監査を実施している。

内部監査については，本法人の内部監査細則に基づき監査計画を策定し，監事監査については，監事監査規程，同実施細則に基づき当該年度の監査計画を監事が策定し，それぞれ監査を実施している（資料 10-3-2-1，10-3-2-2，10-3-2-3）。

会計監査人の監査については，文部科学大臣から選任された会計監査人により，国立大学法人法の規定に基づき，財務諸表，事業報告書(会計に係る部分のみ)，決算報告書について監査を受けている（資料 10-3-2-4）。

また，年数回程度，監事，会計監査人，内部監査担当者による連絡会を開催している。

資料 10-3-2-1 *内部監査細則，監事監査規程，監事監査実施細則，監事監査計画

資料 10-3-2-2 *内部監査の実施状況報告書

資料 10-3-2-3 *監事監査報告書（平成 16 事業年度(第 1 期)）

資料 10-3-2-4 *独立監査人の監査報告書

【分析結果とその根拠理由】

財務に対する監査は、内部監査及び監事監査については、本法人の監査規程等に基づき、また会計監査人については法令に基づきそれぞれ監査が実施され、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されていることから、財務に対して会計監査等が適正に行われているものと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育・研究レベルの確保に必要な基盤的経費及び競争的経費を配分する際には、ヒアリングを行い教育・研究の活性化及び重点化を図っている。また、平成 16 年度の教育研究経費は、平成 15 年度と同額を確保し、教育研究の活性化に努めている。なお、平成 17 年度についても平成 16 年度と同額を確保している。

【改善を要する点】

法人化に伴い、業務の専門性及び効率性を確保するため、専門性の高い職員を養成しなければならない反面、内部監査機能を一層充実する必要がある。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本法人の資産は、法人化以前の土地・建物等すべて出資を受けており、財源についてもこれまでどおり継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動が遂行可能である。また、学生納付金については、適正な学生数により継続的な収入を確保しており、外部資金についても継続的な収入を確保している。

収支に係る計画等については、学長の意向を踏まえ、学内諸会議における検討・審議を経て、適切な計画等を策定しており、大学のホームページにより関係者に明示されている。また、予算及び収支計画等の想定内で、弾力的かつ適正に執行し、支出超過とはなっていない。さらに、教育・研究レベルの確保に必要な基盤的経費及び競争的経費を配分する際には、ヒアリングを行い教育・研究の活性化及び重点化を図るなど、適切な資源配分がなされている。

本法人の財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のホームページに掲載するなど適切な形で公表される。また、財務に対する監査として、本法人規則及び法令に基づき内部監査、監事監査及び会計監査人監査が実施され、いずれも適正である旨の報告書が提出されている。